

立川市クリーンセンターたちむにい運営事業に係る よくある質問と回答

1. 排ガス自主規制値に関すること

質問1-1

『たちむにい宣言』の3の自主規制値について、国の基準より厳しい数値であるとしながら、水銀だけは国の数値と同じなのはなぜか。

※『たちむにい宣言』より抜粋

3. 自主規制値の遵守

立川市クリーンセンターは、排ガスを、下表のとおり、法令規制値等よりも厳しい自主規制値により、施設を運転管理します。

立川市クリーンセンターにおける排ガスの自主規制値

	単位	自主規制値	〈参考〉法令規制値等
ばいじん	g/m ³ N	0.005 以下	0.08 以下
塩化水素 (HCl)	ppm	10 以下	約430 以下
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	10 以下	約890 以下
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	40 以下	250 以下
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.01 以下	1.0 以下
水銀	mg/m ³ N	0.03 以下	0.03 以下

回答1-1

立川市の分別で決められている焼却するごみは、燃やせるごみ、可燃粗大ごみ、可燃残さです。これらのごみを焼却したとき、排ガス中に水銀はほとんど発生しません。血圧計、体温計、ボタン電池等、水銀を含有する製品が燃やせるごみに混入した場合、水銀濃度の数値が上昇し、水銀除去用の活性炭を最大量噴霧しても、水銀濃度の上昇を抑制することができないことがあります。

日本の水銀濃度の法令規制値は海外と比較しても同等程度で、十分に厳しい低い設定とされていますので、これ以上の厳しい設定はできないと考え、法令規制値と自主規制値は同数値とすることとしました。

2. ごみの収集に関すること

質問2-1

収集ルートについて、大山道は通行しないということか。

回答2-1

原則として、収集中は大山道周辺住宅のごみを回収する車両以外は大山道を通行せず幹線道路を使用し、周辺地域を迂回後クリーンセンターにごみを搬入します。

質問2-2

収集ルートについて、昭島市内の道路は通行しないのか。

回答2-2

原則として、収集中は昭島市内の生活道路などは通行せず、幹線道路を使用してごみを回収し、周辺地域を迂回後クリーンセンターにごみを搬入します。

3. 会議室等の貸出しに関すること

質問3-1

会議室で飲食や飲酒は可能か。

回答3-1

飲食のみの会合や酒宴をとまなう使用はできません。

質問3-2

会議室等は立川市民以外でも借りることはできるのか。

回答3-2

会議室等は環境啓発等に資する講演やイベント等を対象としてのみ、貸出しを行います。立川市民以外でも借りることができます。

4. 見学に関すること

質問4-1

一般見学は予約が必要か。

回答4-1

開館日時であれば、いつでも立ち寄って見学することができます。予約は必要ありません。団体見学の場合は事前予約が必要になります。

質問4-2

一般見学の場合、車で来館することはできるのか。

回答4-2

駐車場はありますが、駐車台数に限りがありますので、なるべく徒歩や自転車、公共交通でお越しください。

5. 余熱エネルギーの有効活用に関すること

質問5-1

焼却施設の余熱エネルギーを利用した足湯はできるのか。

回答5-1

クリーンセンターでは、お湯の取り出しを行うことができるよう施設整備を行います。今後、このお湯を泉町西公園に送り、足湯に利用する予定です。

質問5-2

泉町西公園の足湯はいつできるのか。

回答5-2

足湯の整備時期は未定です。現在、市の公園担当部署において、足湯整備の前提となる管理運営体制等について検討を行っています。

6. 災害発生時の対応に関すること

質問 6-1

災害時には、クリーンセンターでだれでもお湯はもらえるのか。

回答 6-1

焼却施設を運転することができれば、お湯の取出口からだれにでもお湯を配布することができるよう検討していきます。

質問 6-2

災害時に、クリーンセンターは周辺住民の避難場所となるのか。

回答 6-2

クリーンセンターは、災害時における周辺住民の指定避難場所とはなっていません。立川市地域防災計画では、災害時に他団体等からの派遣職員の活動拠点等となる受援施設として位置付けられています。

質問 6-3

災害時に、焼却施設の余剰電力でスマートフォン等の充電をできるのか。

回答 6-3

焼却施設を運転することができれば、発電可能な施設のため、スマートフォンの充電等はできるよう検討していきます。

7. 立川都市計画道路 3・2・38 号線の整備に関すること

質問 7-1

敷地西側に接している、立川都市計画道路 3・2・38 号線の整備の進捗についてはどうなっているのか。

回答 7-1

立川都市計画道路 3・2・38 号線の整備は東京都で進めています。

東京都より、当初の事業決定では令和 4 年 3 月 31 日までの事業期間となっていました。追加で 7 年の事業期間の延伸となり、令和 11 年 3 月 31 日まで

の事業期間とする旨の報告があり、12月20日に告示されました。

7年の延伸については、当初の事業認可の際にも7年としており、今回同様の7年を事業認可期間としたとのこと。東京都へは、できるだけ早く完成してもらうように要望しています。

8. 現清掃工場（若葉町 4-11-19）に関すること

質問8-1

現清掃工場はいつまで稼働するのか。

回答8-1

令和4年11月18日以降ごみの搬入がなくなり、ごみピット内に残っているごみを燃やしきるまでと考えています。

質問8-2

いつからどれくらいの期間で解体工事を行うのか。

回答8-2

解体工事については、現在、調査設計中のため、開始時期や工事期間など未定です。